

法人事業拠点区分貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	154,972,453	270,028,917	△115,056,464	流動負債	66,000,331	176,918,445	△110,918,114
現金預金	115,667,919	249,429,636	△133,761,717	事業未払金	16,693,077	126,757,156	△110,064,079
事業未収金	39,251,874	20,547,601	18,704,273	未返還金	33,091,561	35,824,174	△2,732,613
前払金	52,660	51,680	980	預り金	146,523	127,813	18,710
固定資産	398,297,342	410,765,103	△12,467,761	職員預り金	1,604,653	1,697,360	△92,707
基本財産	99,880,199	107,683,274	△7,803,075	前受金	0	5,000	△5,000
建物	62,981,680	67,488,988	△4,507,308	賞与引当金	14,464,517	12,506,942	1,957,575
建物附属設備	29,898,519	33,194,286	△3,295,767	固定負債	190,035,337	140,306,292	49,729,045
定期預金	7,000,000	7,000,000	0	退職給付引当金	190,035,337	140,306,292	49,729,045
その他の固定資産	298,417,143	303,081,829	△4,664,686	負債の部合計	256,035,668	317,224,737	△61,189,069
構築物	622,947	639,352	△16,405	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	2,430,774	4,166,017	△1,735,243	基金	197,449,083	197,449,083	0
器具及び備品	2,398,903	1,949,161	449,742	地域福祉振興基金	197,449,083	197,449,083	0
権利	22,500	22,500	0	国庫補助金等特別積立金	17,720,355	20,723,805	△3,003,450
貸付事業等貸付金	731,000	743,000	△12,000	国庫補助金等特別積立金	17,720,355	20,723,805	△3,003,450
退職手当積立基金預け金	24,952,020	23,636,940	1,315,080	次期繰越活動増減差額	82,064,689	145,396,395	△63,331,706
退職給付引当資産	69,527,026	74,179,346	△4,652,320	次期繰越活動増減差額	82,064,689	145,396,395	△63,331,706
地域福祉振興基金積立資産	197,449,083	197,449,083	0	(うち当期活動増減差額)	△63,331,706	△131,843,399	68,511,693
長期前払費用	282,890	296,430	△13,540	純資産の部合計	297,234,127	363,569,283	△66,335,156
資産の部合計	553,269,795	680,794,020	△127,524,225	負債及び純資産の部合計	553,269,795	680,794,020	△127,524,225

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業

総合福祉センター運営事業

要介護認定調査事業

総合福祉会館運営事業

三潞総合福祉センター運営事業

田主丸老人福祉センター運営事業

福祉バス運行事業

地域福祉振興基金

退職手当積立基金

貸付事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	67,488,988	0	4,507,308	62,981,680
建物付属設備	33,194,286	0	3,295,767	29,898,519
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合計	107,683,274	0	7,803,075	99,880,199

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	245,388,400	182,406,720	62,981,680
建物付属設備	43,214,442	13,315,923	29,898,519
構築物	3,911,400	3,288,453	622,947
車両運搬具	70,498,445	68,067,671	2,430,774
器具備品	19,528,725	17,129,822	2,398,903
合 計	382,541,412	284,208,589	98,332,823

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

地域福祉事業拠点区分貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	40,658,741	52,817,102	△12,158,361	流動負債	26,382,180	33,967,637	△7,585,457
現金預金	21,894,011	39,550,431	△17,656,420	事業未払金	3,932,722	5,124,601	△1,191,879
事業未収金	18,764,730	13,266,671	5,498,059	未返還金	15,396,088	22,924,641	△7,528,553
固定資産	5,131,645	6,678,502	△1,546,857	預り金	850,800	42,850	807,950
その他の固定資産	5,131,645	6,678,502	△1,546,857	賞与引当金	6,202,570	5,875,545	327,025
車輛運搬具	859,058	1,796,204	△937,146	負債の部合計	26,382,180	33,967,637	△7,585,457
器具及び備品	3,826,107	4,292,818	△466,711	純 資 産 の 部			
ソフトウェア	429,000	572,000	△143,000	次期繰越活動増減差額	19,408,206	25,527,967	△6,119,761
長期前払費用	17,480	17,480	0	次期繰越活動増減差額	19,408,206	25,527,967	△6,119,761
				(うち当期活動増減差額)	△6,119,761	14,301,239	△20,421,000
				純資産の部合計	19,408,206	25,527,967	△6,119,761
資産の部合計	45,790,386	59,495,604	△13,705,218	負債及び純資産の部合計	45,790,386	59,495,604	△13,705,218

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

- 地域福祉活動推進事業
- 法人後見事業
- 共同募金配分金事業
- ふれあいのまちづくり事業
- 生活支援体制整備事業
- ふれあい福祉相談所事業
- ボランティアセンター運営事業
- 障害者社会参加促進事業
- 成年後見センター運営事業
- 福祉人材バンク運営事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 生計困難者に対する相談支援事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,748,590	2,889,532	859,058
器具備品	9,468,075	5,641,968	3,826,107
合計	13,216,665	8,531,500	4,685,165

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

介護保険事業拠点区分貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	59,117,205	74,827,343	△15,710,138	流動負債	5,811,107	9,032,012	△3,220,905
現金預金	52,677,020	58,487,078	△5,810,058	事業未払金	5,811,107	5,029,139	781,968
事業未収金	6,440,185	16,340,265	△9,900,080	賞与引当金	0	4,002,873	△4,002,873
固定資産	277,915,068	284,726,477	△6,811,409	負債の部合計	5,811,107	9,032,012	△3,220,905
基本財産	75,432,041	80,699,138	△5,267,097	純 資 産 の 部			
建物	74,291,962	77,711,497	△3,419,535	国庫補助金等特別積立金	40,261,335	42,758,838	△2,497,503
建物付属設備	1,140,079	2,987,641	△1,847,562	国庫補助金等特別積立金	40,261,335	42,758,838	△2,497,503
その他の固定資産	202,483,027	204,027,339	△1,544,312	その他の積立金	196,509,026	196,509,026	0
車両運搬具	6	12	△6	人件費積立金	11,789,738	11,789,738	0
器具及び備品	1,136,364	2,021,031	△884,667	介護保険事業積立金	184,719,288	184,719,288	0
権利	4,500	4,500	0	次期繰越活動増減差額	94,450,805	111,253,944	△16,803,139
ソフトウェア	552,386	1,153,785	△601,399	次期繰越活動増減差額	94,450,805	111,253,944	△16,803,139
退職給付引当資産	4,211,915	4,211,915	0	(うち当期活動増減差額)	△16,803,139	△2,572,801	△14,230,338
人件費積立資産	11,789,738	11,789,738	0				
介護保険事業積立資産	184,719,288	184,719,288	0				
長期前払費用	68,830	127,070	△58,240	純資産の部合計	331,221,166	350,521,808	△19,300,642
資産の部合計	337,032,273	359,553,820	△22,521,547	負債及び純資産の部合計	337,032,273	359,553,820	△22,521,547

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 介護保険事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

- (4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容
 居宅介護支援事業
 訪問介護事業
 通所介護事業
 介護予防・日常生活支援総合事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	77,711,497	0	3,419,535	74,291,962
建物付属設備	2,987,641	0	1,847,562	1,140,079
合計	80,699,138	0	5,267,097	75,432,041

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
 該当なし

6. 担保に供している資産

- 担保に供している資産は以下のとおりである。
 該当なし
- 担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
 該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	146,134,000	71,842,038	74,291,962
建物付属設備(基本財産)	56,656,500	55,516,421	1,140,079
車両運搬具	10,684,279	10,684,273	6
器具備品	16,112,274	14,975,910	1,136,364
合計	229,587,053	153,018,642	76,568,411

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
 該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

障害福祉サービス事業拠点区分貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	16,784,881	15,423,218	1,361,663	流動負債	565,973	773,285	△207,312
現金預金	15,711,531	13,469,358	2,242,173	事業未払金	565,973	505,036	60,937
事業未収金	1,073,350	1,953,860	△880,510	賞与引当金	0	268,249	△268,249
				負債の部合計	565,973	773,285	△207,312
				純 資 産 の 部			
				次期繰越活動増減差額	16,218,908	14,649,933	1,568,975
				次期繰越活動増減差額	16,218,908	14,649,933	1,568,975
				(うち当期活動増減差額)	1,568,975	2,959,191	△1,390,216
				純資産の部合計	16,218,908	14,649,933	1,568,975
資産の部合計	16,784,881	15,423,218	1,361,663	負債及び純資産の部合計	16,784,881	15,423,218	1,361,663

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容
居宅介護事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし